

鳥取県告示第427号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年7月26日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
医療法人社団三樹会	医療法人社団三樹会 吉野・三宅ステーションクリニック	鳥取市東品治町111 - 1	平成23年7月14日	居宅療養管理指導